

毎週火・金曜日発行(但休日と逢る)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年一月二十日

鳥取県知事、石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三節 鳥取県農産物北九州あつ、旋所」を「第十三節 鳥取県北九州事務所」に改める。

第十二条農産園芸課の項第十号中「農産物北九州あつ、旋所」を「北九州事務所」に改める。

第五十八条第二項中「鳥取県農産物北九州あつ、旋所」を「鳥取県北九州事務所」に改める。

第五章第十三節を次のように改める。
第十三節 鳥取県北九州事務所

(北九州事務所の設置)

第八十七条の六、鳥取県北九州事務所は、本県と北九州市及びその近隣都市との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次の業務を行なう機関とする。

- 一 諸物産の販売あつ、旋に関すること。
- 二 受注あつ、旋に関すること。
- 三 九州商況等の調査及び情報連絡に関すること。
- 四 観光の宣伝に関すること。

(北九州事務所の位置)

第八十七条の七、鳥取県北九州事務所は、北九州市に置く。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。